

## 【政策5】 地域・安全

### 基本施策13 防災体制の充実

【施策統括課：防災安全課

主な関係課：総務課、福祉総務課、都市計画課、教育総務課】

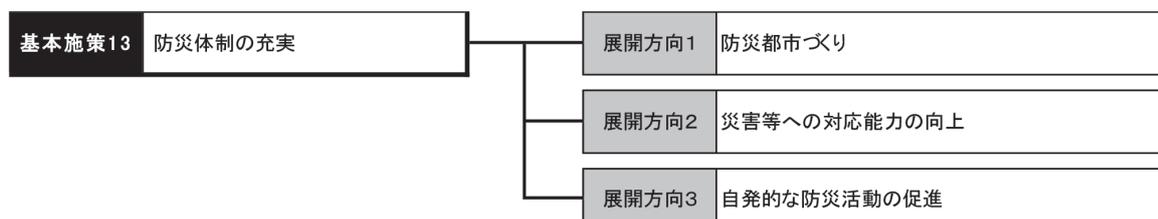
#### <現状と課題>

- 平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災以降、災害対策基本法の改正が毎年のように行われ、災害対策の強化が求められています。国民が重点を置くべきだと考えている防災対策は、「公助に重点をおくべき」から「自助・共助・公助のバランスを取るべき」に変化しています。また、近年は、風水害、土砂災害による被害が発生しており、避難勧告等の早期発令や住民自身の命を守る行動等が求められています。
- 東京都では、平成28(2016)年に発生した熊本地震をはじめ、近年発生した大地震の教訓等の具体化、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりやICT等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取り組みを反映し、震災対策の実行性を更に向上させる観点から「東京都地域防災計画地震編」を令和元(2019)年7月に修正しました。
- 東京都が平成24(2012)年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩直下地震(設定条件：冬の夕方18時、風速8m/秒)の発生による国立市の人的被害は死者が46人、負傷者が468人に上ると推計されています。
- 国立市では、市・都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした国立市総合防災計画について、平成27(2015)年11月に国立市防災会議において、災害時における各組織の役割を明確にすることで迅速な対応ができるよう活動体制を見直し、また、被害想定の変化や法改正への対応を行うため、計画の修正をしています。
- さらに、平成21(2009)年度～25(2013)年度にかけては、大規模災害が発生した場合に避難所として開設する全ての市立小・中学校を対象に、避難所の円滑な運営を目的として、地域の団体や住民、学校や市職員で構成される避難所運営委員会の体制や活動内容等をまとめた「避難所運営マニュアル」を策定しています。
- 新型コロナウイルス感染症については、大規模な地震や台風、豪雨などの風水害時に、多くの市民が避難する避難所に人が密集することにより感染が拡大するおそれがあることから、避難所における感染防止対策が重要となるため、令和2(2020)年6月に「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応指針」を策定しました。
- 平成24(2012)年度からは災害時要援護者避難支援事業を開始し、地域が協議会を設置して、共助による災害時要援護者に対する避難支援体制をつくり始めており、平成30(2018)年度現在では3つの地区で活動が行われています。

- 市内には主に自治会、町内会を母体とした27の自主防災組織があり、火災発生時の初期消火はもとより、災害発生時には地域の災害活動の中心的な役割を担うこととなります。平常時には貸与された資機材を使った訓練を行い、災害発生時は指定避難所において避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たります。また、平成30(2018)年7月には北2丁目地域において策定された地区防災計画が国立市防災会議にて承認され、地域が主体となった災害対策が推進されはじめています。
- 消防団についても、日常の火災対応はもとより、地域の災害対応での活躍が期待されており、発災時には、消火活動と合わせて捜索や救助・救出活動も担うこととなります。また、女性消防団員については、防火・防災の啓発活動のほか、市民の要請やイベントでの救命講習や応急手当の指導を実施しており、災害時には各避難所において女性ならではの視点から災害対応を行うことが期待されています。
- 近年、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に加え、気候変動に伴い全国的に風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっている中、いつどこで起きるのかわからない災害時の被害を最小限に抑制するためには、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う自助・共助に根ざした防災活動の体制づくりをより一層積極的に推進する必要があります。
- 平成29(2017)年には、減災対策推進プロジェクトを立ち上げ、国立市の災害特性を考慮し、効果的に災害による被害を防ぎ、減少させるための具体的な対策をまとめた減災対策推進アクションプランを策定しました。また、平成29(2017)年3月には国立市耐震改修促進計画を改訂し、令和2(2020)年度までに市内の木造住宅の耐震化率を95%とする目標を掲げています。発災時の被害を最小限にとどめ、都市機能の迅速な復旧を図るため、引き続き減災の取組を推進する必要があります。
- 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成25(2013)年5月に国立市国民保護計画を策定しました。この計画は、外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロなどが発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活などに及ぼす影響を最小にするための措置などを定めたものです。対象となる事態になった場合に、住民の避難や救援を行うことが想定されています。

### <施策の目的及び体系>

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑えることができる安心・安全なまちを目指します。



## <展開方向1:防災都市づくり>

### 【目的】

火災や地震など災害時の被害を減少させる災害に強い都市を作ります。

### 【手段】

- ◆木造住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等の建築物の耐震化を促進します。
- ◆災害時の被害を最小限に抑えるため、延焼遮断機能の確保を推進します。
- ◆災害時における避難及び緊急車両の通行を円滑に行うため、狭あい道路の拡幅整備を促進します。
- ◆震災時における火災の延焼を抑えるため、火災危険度の高い地区を重点的に、出火防止及び延焼防止の対策を推進します。

### 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023年	2027年
地震や災害が起こった時に生命・財産が守られると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	31.5 (2018年)	35.0	40.0
住宅の耐震化率	%	住宅土地統計調査における国立市の値	92.2 (2018年)	95.0	おおむね 100%

## <展開方向2:災害等への対応能力の向上>

### 【目的】

災害時等の初動体制を充実させ、想定される避難者及び武力攻撃等における国民保護措置に対応するため、市民及び市職員の災害対応能力の向上を推進します。

### 【手段】

- ◆各種災害対応マニュアルの作成・検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- ◆備蓄計画に基づき、想定される避難者数に対応できる計画的な備蓄を推進します。
- ◆計画的に訓練を企画・実施することで、対応能力の向上を図ります。

### 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023年	2027年
備蓄数(食料)	食	市において備蓄している食料の数	75,720 (2018年)	102,052	102,052
市民の防災訓練参加者数	人	防災訓練に参加した市民の数	2,781 (2018年)	3,000	3,200

### <展開方向3：自発的な防災活動の促進>

#### 【目的】

地域の防災力を強化し、災害時における要配慮者の支援を円滑に行うとともに、市民の防災意識の向上による自発的な防災活動を促進します。

#### 【手段】

- ◆自主防災組織の活動を強化するとともに、地区防災計画策定を推進します。
- ◆地域での要配慮者支援事業の展開や避難行動要支援者名簿の効果的な活用、避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定を進めることにより、要配慮者の支援体制を強化します。
- ◆風水害は地震災害と異なり、事前にある程度予測が可能な災害であることから、住民が正確な知識を持ち、行動できるよう周知啓発を図ります。
- ◆日頃からの防災関連情報の発信を強化するとともに、防災教育を推進します。

#### 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023年	2027年
自主防災組織数	組織	同左	26 (2018年)	30	34
防災対策をしていない市民の割合	%	国立市市民意識調査	23.4 (2018年)	20.0	18.0



まちかど防災訓練車での放水訓練